

Arknet通信

2011.03.01 創刊号

税理士法人アークネット

静岡市葵区紺屋町11-13

What's New

皆様、平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

税理士法人アークネットでは、今年から『Arknet 通信』にのせて会計・税務・法律のトピックス、税制や会計処理の易しい解説など、皆様に有益な情報をお届けいたします。今回は創刊号として、『Arknet 通信』のコンセプト、紙面紹介、そして税理士法人アークネットの各事務所の紹介をさせていただきます。

『Arknet 通信』は皆さまと税理士法人アークネットを結ぶ情報誌と位置付けています。紙面は、《What's New》、《コラム》、《会計・経営理論》、《TAX INFORMATION》、《社長紹介》というコンテンツで出来ています。

- 《What's New》では最近のトピックスを紹介。次号では23年度改正税法についての情報を掲載します。
- 《TAX INFORMATION》は税務の重要な改正点や注意点を詳しく説明します。
- 《コラム》では世情を反映した流行語や税法改正がもたらす弊害など、ちょっと辛めのコメントをご期待ください。
- 《会計・経営理論》のコーナーでは、企業経営に必要な基本的な会計、経営分析、税法独自の用語などを解説します。
- 《社長紹介》コーナーは『Arknet 通信』の読者の皆様に私たち税理士法人アークネットの顧問先の社長様を紹介させていただくコーナーです。

そして紙面の数か所に皆様の会社の広告を掲載させていただきます。もちろん掲載は無料です。担当者からお声掛けをさせていただきますので、ご準備ほどよろしくお願いたします。

では、アークネット通信にご期待ください。

※「アークネット通信」の発行は年4回を予定しています。



後列左から
藤浪・堀越・鈴木・小田巻・田中
中列左から
山崎・竹村・有賀・匂坂
前列左から
設楽・西沢・清水・渡辺・大村

税理士法人アークネット静岡事務所

静岡市の中心部にあり、当法人の本部です。代表社員の野呂は静岡と東京の往復で飛び回っていますが、静岡事務所には小田巻所長以下14名が在籍。

税務部門においては法人税・所得税は勿論のこと相続・贈与等の資産税にも精通したスタッフがいます。さらに法務課との連携により、法人登記に関してもスピーディーな処理が可能です。

代表社員 野呂伸一郎（公認会計士・税理士）

所長 小田巻真史（税理士）

本部長 藤浪英夫

1課：藤浪英夫・清水弘子・山崎広乃・堀越康男・
匂坂明子・設楽亜沙美

2課：西澤洋子・鈴木満・大村清美・田中昌行・
竹村友希・有賀靖乃

法務課：清水弘子・渡辺美佐保

Tax Information

《《《ここでは税制改正等の情報やチェックポイントなどをお知らせします。》》》

2010年12月16日に平成23年度税制改正大綱が閣議決定されました。最大の焦点であった法人税の実効税率は5%引き下げ、その引き下げに必要な財源およそ1兆5000億円については、減価償却費等の見直しなどの企業負担に加え、相続税の見直しをはじめとした『**個人課税の増税**』などにより確保を図ることとなりました。また、もう一つの焦点であった3歳未満に対する子ども手当の支給額2万円への引き上げ、その財源論についても意見対立が見られましたが、結果、『**高所得者に対する給与所得控除の縮小**』などにより確保を図ることとなりました。そこで今回は、経営者（役員）の皆様が最も影響を受ける給与所得控除にスポットを当て解説したいと思います。

『サラリーマンと役員の給与所得控除が違う！！』

◆給与所得控除ってなに？

一般的にはサラリーマンの必要経費と説明されることが多いと思いますが、給与所得控除の立法趣旨は、給与所得者の①概算経費 ②担税力の調整 ③所得補足率の調整に求められているとされております。今回、その給与所得者の概算経費等に上限が設けられたこととなります。ただ、給与所得者全員が影響を受けるのではなく、冒頭述べた通り『**高所得者**』に対して縮小する改正案となっております。

◆高所得者って？

改正案では、給与収入が1500万円超については、給与所得控除の上限を一律245万円に設定されております。では、1500万円が高所得者か？人によって感じ方は違うと思いますが、給与所得者のうち1500万円を超える者は全体の1.2%（50万人）だそうです。

◆役員はさらに縮小される！！

給与収入が2000万円を超える役員等の場合、この上限245万円がさらに縮小されるのを知っている方は少ないのではないのでしょうか？同じ給与収入なのに身分が変わると税負担も変わる？どうにも理解に苦しみます。

◆身分が違うだけでどれだけ違うの？

給与収入2400万円の一般従業員と役員を比較してみましょう。（注）基礎控除などは考慮しておりません

一般従業員の場合（2400万円- 245万円）×0.4-279.6万円=582.4万円

役員等の場合（2400万円-^{（注）}197万円）×0.4-279.6万円=601.6万円

^{（注）}245万円-（給与収入-2000万円）×12%=197万円

なんと同じ給与収入だというのにサラリーマンと役員では192,000円も違うのです！！

◆改正前と改正後どれだけ違うの？（役員編）

改正前（2400万円-（収入金額×5%+170万））×0.4-279.6万円=564.4万円

改正後 上記参照 601.6万円

なんと改正後には372,000円も増税になります。

なお、給与所得控除の改正は平成24年分以後の所得税からの適用となります。



税理士法人アークネット東京事務所

東京都千代田区のJR神田駅から徒歩3分。
森所長以下男性3名、女性2名の経験豊かなプロフェッショナル集団です。

所長 森孝義（公認会計士・税理士）

スタッフ 清瀬由（公認会計士・税理士）

杉浦均・小島絵里・加治秋穂

写真後列左から 清瀬・森・杉浦

写真前列左から 加治・野呂・小島

コラム

「アークネットの語源」
今回は「アークネット通信」創刊号ということで、アークネットの語源を説明させていただきます。

ARKNET…

AはAdvanced（高度な）

RはRelational（連携された）

KはKnowledge（生きた情報）

NETはネットワーク

つまり、私たちは高度な情報化社会において、皆様との有機的な連携を保ちながら共に歩んでいこうという気持ちを現わしています。

今後とも税理士法人アークネットをよろしく願いいたします。

信頼・共感・成長

これが私たちのモットーです。

少しだけお勉強

<<このコーナーでは次のような会計や経営に関するお勉強の話が登場します。>>

経営分析というと難しいと思われがちですが、会社の健康診断の結果だと思ってください。

私たちは健康診断で、体重、身長は勿論のこと血圧や血糖値、コレステロール値などを計ります。そしてその結果をみて高脂血症とかメタボという診断をされています。さて、メタボと診断されたらどうしますか？運動したり、お酒を控えたり、食べる量を少なくしたりして解消を目指しますよね？

会社も同じです。

まず、会社のメタボ診断をしてみましょう。

その指標は、

- ① 売上高経常利益率
- ② 自己資本比率
- ③ 総資本当期利益率

の3つです。

これら数字は何を表わしているのでしょうか。

売上高経常利益率は「収益性」の指標でこの数値が高いということは、付加価値の高い商売をしているということ。これを人体にたとえれば、代謝が良い身体と言えます。自己資本比率は「安定性」の指標です。人体にたとえると体重と身長のバランスがよく強い身体ということが出来ます。最後の総資本利益率は、経営の「効率性」を表わし、これも人体では栄養の吸収力、あるいは分解力がある燃費のいい身体ということが出来ます。

今回は、この数値をもう少し詳しく見ていきます。

平成23年度税制改正（案）

主な所得税改正点

- 給与収入 1500 万円超の給与所得控除に上限を設定（一律 245 万円）
- 高額な役員等に係る給与所得控除を縮小
 - ・ 給与収入 4000 万円超は上限を 125 万円に設定
 - ・ 給与収入 2000 万円超 4000 万円までの間は、調整的に徐々に控除額を縮小
- 勤続 5 年以下の法人役員等の退職金について 2 分の 1 課税廃止
- 成年扶養控除の縮減

主な法人税改正点

- 法人税率の変更 30%→25.5%（中小 800 万円以下 18%→15%）
- 繰越欠損金の使用制限（所得の 80%まで）中小は変更なし・繰越控除期間 7 年→9 年に延長
- 貸倒引当金の損金算入の段階的廃止（中小は変更なし）
- 雇用促進税制（新設）
- グリーン投資減税（新設）
- その他租税特別措置法の徹底した見直し

主な資産税改正点

- 相続税の基礎控除の引き下げ
- 相続税及び贈与税率及び構造の見直し(最高税率 55%)
- 相続時精算課税制度の対象受贈者に 20 歳以上の孫を追加
- 死亡保険金の非課税適用者の見直し

詳細につきましては、次号から順次解説いたします。

社長、お元気ですか？

今回は、税理士法人アークネットの代表社員である野呂伸一郎が代表を務める経営コンサルティング会社、アークネット・ビジネス・コンサルタンツ株式会社をご紹介します。

★御社の特徴は？

「公認会計士・税理士・弁護士・司法書士などのプロフェッショナルの集合体です。案件ごとに人材がアメーバのように部隊を構成しますのでよりの確なアドバイスができます。また、会社の中に入って一緒に問題解決に向かうという手法をとりますので、環境変化に順応しやすくクライアントの皆様との一体感も生まれます。」

★得意な分野は何ですか？

「管理会計を中心とした経営戦略策定・ターンアラウンド経営・企業分析その他 M&A に関する Due Diligence などです。」

★今後はどのような展開をお考えですか？

「ネットワークを広げ優秀な人材が集まる頭脳集団を目指します。所属するメンバーがお互いに刺激しあうことでさらに成長し、プロフェッショナルとして皆様の期待に十分応えられるよう頑張ります。」

★ありがとうございました。

Profile



代表取締役 野呂伸一郎

1956年11月生まれ
蠍座・B型・火星人＋
八白土星・ひつじ(動物占い)
慶応大学経済学部卒業後、東京
都内の会計事務所に勤務。
1990年に公認会計士試験に合格し
大手監査法人に勤務。会計監査と
IPOに関するノウハウを取得。

1994年に独立開業し、税理士法人アークネットの原点とい
べき会計事務所を開設。税理士としての業務を拡大する一方、
戦略経営を中心としたコンサル会社を設立。

アークネット・ビジネス・コンサルタンツ株式会社

〒101-0047

東京都千代田区内神田2-7-13山手ビル3号館9階

TEL 03-5289-8471 FAX 03-5289-8474

代表取締役 公認会計士・税理士 野呂伸一郎

プロフェッショナル

弁護士 1名、公認会計士 3名、税理士 5名

司法書士 1名、社会保険労務士 1名

フィナンシャルプランナー 3名



Arknet Business Consultants

税理士法人アークネット西村会計事務所

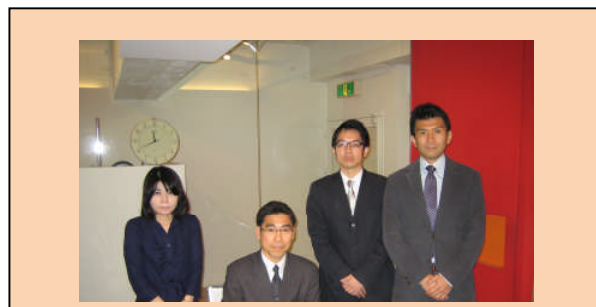
東京渋谷のファッションブルタウンにて3名体制で頑張っています。所長は資産税のプロ。今後改正が論じられている相続税などの調査研究は西村会計事務所におまかせ下さい。

所長 田中隆志 (税理士)

スタッフ 高野加代子・菅 大介

アドバイザー 石川眞一郎

写真左から 高野・田中・菅・石川



税理士法人アークネット

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

西村会計事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811